

小浜市建築物耐震改修促進計画

平成20年3月 策定

平成28年4月 改定

令和 2年9月 改定

令和 3年4月 改定

令和 5年4月 改定

小 浜 市

目 次

1. はじめに	
1-1 住宅・建築物の耐震化の必要性	1
1-2 「建築物耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)の改正	1
1-3 「小浜市建築物耐震改修促進計画」の目的および位置づけ	2
1-4 「小浜市建築物耐震改修促進計画」の改定	2
1-5 「小浜市建築物耐震改修促進計画」の対象とする建築物	2
2. 想定される地震の被害	
2-1 想定される地震タイプと規模	4
2-2 被害の予測	5
3. 建築物の耐震化の現状と目標	
3-1 住宅の耐震化の現状	6
3-2 特定建築物の耐震化の現状	8
3-3 住宅および特定建築物(民間建築物)の耐震化の目標	11
3-4 市有建築物の耐震化の現状と目標	11
4. 建築物の耐震診断および耐震改修等の促進を図るための施策	
4-1 耐震化に関する基本的な取組方針	12
4-2 耐震診断および耐震改修等の促進を図るための支援策	12
4-3 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化	14
4-4 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	14
4-5 地震時等の総合的な安全対策	15
5. 建築物の耐震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及	
5-1 相談体制の整備・情報の充実	17
5-2 パンフレット等の作成とその活用	17
5-3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	18
5-4 自主防災組織との連携の強化	18
5-5 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ	18
6. その他耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項	
6-1 国および福井県(所管行政庁)との連携に関する事項	19
6-2 計画の検証	19

資料編

1. はじめに

1-1 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により多くの方の尊い命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の約9割の方が住宅・建築物の倒壊等によるものと報告されています。

その後も、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、新潟中越沖地震などの大地震が頻発し、家屋倒壊等による甚大な被害が発生している状況にあり、このような地震による被害は「いつ」「どこで」発生してもおかしくないとの認識が広がっています。

本市は若狭湾沿岸に位置し、三角州性低地に立地する中心市街地や多数の急傾斜地を内包するため、阪神大震災級の地震発生時には、液状化現象、土砂災害、津波などによる被害が予想されています。

国においても中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)の中で、建築物の耐震改修については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」と位置づけられました。

1-2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)の改正

平成7年に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、耐震改修促進法という。)が制定されました。

平成17年には、これまで地震発生の空白地帯とされていた九州の北部地域で、福岡県西方沖地震が発生し大きな被害が生じるなど、大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない状況を踏まえ、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に耐震改修促進法の改正が行われ、平成18年1月から施行されました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後の平成25年5月に耐震化をより促進するため、耐震改修促進法の改正が行われ、平成25年11月から施行されました。

この改正では、すべての既存耐震不適格建築物において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物については、県や市が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成27年12月31日までに耐震診断を実施し所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

1-3 「小浜市建築物耐震改修促進計画」の目的および位置づけ

「小浜市建築物耐震改修促進計画」は、耐震改修促進法第5条第7項に基づき、市内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定します。

また、本計画は、福井県建築物耐震改修促進計画および小浜市地域防災計画等との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

1-4 「小浜市建築物耐震改修促進計画」の改定

平成20年度に計画を策定して以降、耐震改修促進法の改正や建築物の耐震化の状況を踏まえ、平成28年度、令和2年度に計画を改定しました。

平成28年度の改定では、計画期間を令和2年度まで延長して引き続き耐震化の促進に取り組んできました。

耐震化率の向上等、取組の成果が出ているものの、今後も大規模地震に対する県民の安全・安心の確保に努めていく必要があることから、計画を改定し、計画期間を令和7年度まで延長して引き続き耐震化の促進に取り組んでいくこととします。

1-5 「小浜市建築物耐震改修促進計画」の対象とする建築物

「小浜市建築物耐震改修促進計画」では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号）（以下、基本方針という。）」においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

- ①住宅
- ②特定建築物
- ③公共建築物（公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。なお、本計画では市の建築物を対象としています。）

特定建築物の一覧

区 分	用 途	規 模 要 件
多数の者が 利用する 特定建築物	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
	事務所	
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設		
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	
危険物関係特定建築物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	石油類や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵、処理する全ての建築物
緊急輸送道路沿道特定建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

2. 想定される地震の被害

2-1 想定される地震タイプと規模

小浜市において震度6以上と想定される地震を起こしうる活断層は、以下の通りです。

番号	活断層名	断層の長さ Km	推定規模 マグニチュード	地盤種別による想定震度			
				第1種	第2種	第3種	第4種
A	柳ヶ瀬断層	37	7.6	5	5	6	6
B	集福寺断層	13	6.8	5	5	6	6
C	敦賀断層	25	7.3	5	6	7	7
D	踏原断層	11	6.7	5	5	6	6
E	西岸湖底断層系 1	18	7.1	5	5	6	6
F	奥一松屋断層	10	6.7	5	5	6	6
G	耳川断層	7	6.4	5	5	6	6
H	三方断層	15	6.9	5	6	7	7
I	熊川断層	9	6.6	5	6	7	7
J	花折断層	78	8.1	6	7	7	7
K	大島半島中部断層	3	5.8	5	5	6	6
L	石山坂峠北断層	5	6.1	5	5	6	6
M	上林川断層	21	7.2	5	6	6	6
N	若狭湾断層群 1	13	6.8	5	5	6	6
O	若狭湾断層群 2	18	7.1	6	7	7	7
P	比良断層	16	7.0	5	5	6	6
Q	西岸湖底断層系 2	45	7.7	5	6	7	7

小浜市にマグニチュード8.0以上の地震を起こしうる活断層は花折断層で、7.0以上の地震を起こしうる活断層としては、柳ヶ瀬断層、敦賀断層、西岸湖底断層系1・2、上林川断層、若狭湾断層群2、比良断層があげられます。

表中の地盤種別の判定基準は、次の通りです。

- | |
|--|
| <p>第1種：第三紀以前の地層（岩盤、硬質砂礫層）</p> <p>第2種：洪積層（砂礫層、砂まじりの硬質粘土層、ローム層）
沖積層の一部（5m以上の砂利層、砂礫層）</p> <p>第3種：沖積層（砂利、砂まじりの粘土層、粘土層、粘土）</p> <p>第4種：埋立地（沼地、沼海、ゴミ、粘土、3m以上、30年未満）</p> |
|--|

最も軟弱な第4種の地盤では、地震発生時に液状化等による大きな被害が予想される。小浜市では、三角州性低地、扇状地性低地の一部、旧河道、臨海埋立地などがこの地盤に当たります。

（小浜市地域防災計画 総則17より）

2-2 被害の予測

本市における被害想定は以下の通りです。

行政区名	木造 全壊棟数	非木造 全壊棟数	木造 半壊棟数	非木造 半壊棟数	被害率 %	死者数 (人)	負傷者数 (人)	出火件数 (件)
小浜	1,539	135	583	144	40	76	547	6
雲浜	652	116	298	124	31	37	266	3
西津	754	42	317	45	37	38	274	4
内外海	528	97	217	103	34	31	223	2
国富	655	45	256	49	37	34	245	3
宮川	411	27	157	29	40	22	158	2
松永	407	36	162	39	36	22	158	2
遠敷	773	92	321	98	35	41	295	3
今富	821	135	342	145	32	45	324	3
口名田	832	52	334	55	38	42	302	3
中名田	657	32	255	34	41	34	245	2
加斗	539	40	220	43	37	29	209	2
市全域	8,568	849	3,462	908	36	370	2,644	35

※死傷者と負傷者については、関係式に対数を用いているため、行政区別の算定数の合計と市全域に式を適用した場合の算定数とは一致しません。参考：行政区別の合計死者 451（人）負傷者 3,246（人）

（小浜市地震等被害想定調査報告書 平成10年3月より）

3. 建築物の耐震化の現状と目標

3-1 住宅の耐震化の現状

昭和 53 年に発生した宮城県沖地震で、それまでの耐震基準で建てられた建築物の多くに被害が発生したことから、耐震性の向上を図るために木造住宅の必要な壁量の見直しや建物をバランスよく設計するための基準ができるなど、建築基準法の耐震基準が大幅に見直され、昭和 56 年 6 月から施行されました。

この法改正後の耐震基準（以下「新耐震基準」という。）で建築された建築物は、阪神・淡路大震災において被害が少なく、それまでの耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物には、宮城県沖地震と同様に多くの被害が出ています。

このため、建築物の耐震化の現状を把握するに当たっては、新耐震基準で建築されたものか旧耐震基準で建築されたものかを確認する必要があります。

表-3.1 は、総務省統計局が 5 年毎に公表している「住宅・土地統計調査報告」に基づき、平成 30 年までの住宅戸数の推移から令和 7 年度までの市内における住宅の戸数および耐震化の現状を推計したものです。推計に当たっては、この統計報告が 5 年毎の集計であるため、昭和 55 年以前の住宅を旧耐震基準によるもの、昭和 56 年以降の住宅を新耐震基準によるものとして取り扱っています。また、令和 2 年 5 月に国から耐震化率の新たな推計方法が示され、耐震化率の見直しを行いました。その結果、令和 2 年度は、人が居住している住宅 11,029 戸のうち、耐震性を有する住宅は 9,073 戸で耐震化率は 82.3%と推計されます。

また、令和 7 年度には、旧耐震基準により建築されている住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅 10,921 戸のうち、耐震性を有する住宅は 9,380 戸で耐震化率 85.9%と推計されます。

表—3.1 住宅の耐震化率の推計(小浜市)

小浜市推計

(単位:戸)

区 分	人が居住している住宅数①	昭和 55 年以前 の住宅数 ②	昭和 56 年以降 の住宅数 ④	耐震性を有 する住宅数 ⑥〔③+⑤〕	耐震化率 (%) 〔⑥/①〕
		耐震性有③	耐震性有⑤		
平成 17 年度 (推計)	10,408	4,770	5,638	7,450	71.6%
		1,812	5,638		
平成 22 年度 (推計)	10,878	4,594	6,284	8,103	74.5%
		1,819	6,284		
平成 27 年度 (推計)	10,954	3,935	7,019	8,667	79.1%
		1,648	7,019		
令和 2 年度 (推計)	11,029	3,476	7,553	9,073	82.3%
		1,520	7,553		
令和 7 年度 (推計)	10,921	2,814	8,107	9,380	85.9%
		1,273	8,107		

(住宅土地統計調査の数値を参考)

表—3. 2 住宅の耐震化率の推計(福井県)

福井県全体推計

(単位:戸)

区 分	人が居住している住宅数①	昭和 55 年以前 の住宅数②	昭和 56 年以降 の住宅数④	耐震性を有 する住宅数 ⑥〔③+⑤〕	耐震化率 (%) 〔⑥／①〕
		耐震性有③	耐震性有⑤		
平成 17 年度 (推計)	255,500	113,280	142,280	185,400	72.6%
		43,100	142,280		
平成 22 年度 (推計)	261,900	103,400	158,600	199,600	76.2%
		41,000	158,600		
平成 27 年度 (推計)	270,800	93,300	177,000	216,800	80.1%
		39,100	177,000		
令和 2 年度 (推計)	279,400	82,900	196,400	232,100	83.1%
		35,700	196,400		
令和 7 年度 (推計)	278,100	67,100	210,800	240,600	86.5%
		29,800	210,800		

(福井県建築物耐震改修促進計画より)

3-2 特定建築物の耐震化の現状

○耐震改修促進法第6条に規定される特定建築物とは以下のとおりです。

- ①学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、福祉施設等、多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの
- ②火薬類、石油類、その他の危険物の一定数量以上のものの貯蔵場、処理場
- ③都道府県の耐震改修促進計画に記載された避難路等を閉塞させるおそれがある建築物

※同法第6条において、特定建築物の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

(1) 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の現状

小浜市内には、令和2年度現在で56棟の多数の者が利用する建築物が立地しており、95.8%が耐震性を有しているものと推計されます。

表-3.3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の現状

建築物の用途・分類		平成19年度	平成27年度	令和2年度
多数の者が利用する民間建築物		88.0%	91.7%	95.8%
(ア) 災害時の拠点となる建築物	病院、診療所、高齢者福祉施設 障害者福祉施設、児童福祉施設等	100.0%	100.0%	100.0%
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	飲食店、ホテル、旅館、銀行、 博物館等	82.3%	87.5%	96.6%
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅、事務所、工場、寄宿舎等	87.5%	88.2%	89.3%

(2) 危険物を取り扱う建築物の耐震化の現状

総棟数は21棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は13棟あります。旧耐震基準により建築された建築物は8棟あり、耐震診断が実施されているものはありません。

また、耐震診断が未実施の8棟のうち、4棟は国の耐震化率の算出方法により耐震性を有すると推計されます。以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は17棟で、令和2年度の耐震化率は81.0%と推計されます。

表一3.4 危険物を取り扱う民間建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

建築物の 総棟数①	新耐震基準により 建築された建築物 の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③					旧耐震基準のうち 耐震性を 有すると 推計され る建築物 の棟数⑧	耐震性を 有する 建築物 の棟数⑨ (②+⑤ +⑦+⑧)	耐震 化率 (推計) ⑨/①	
		耐震診断実施棟数④			耐震改修 実施棟数 ⑦	耐震性を 有する 棟数⑤				耐震性を 有しない 棟数⑥
		耐震性を 有する 棟数⑤	耐震性を 有しない 棟数⑥	耐震改修 実施棟数 ⑦						
21	13	8	0	0	0	0	4	17	81.0%	

(3) 緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化の現状

緊急輸送道路沿道特定建築物とは、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」※において選定された道路の沿道の建築物のうち、地震によって倒壊した場合に前面道路の1/2を超え、道路を閉塞するおそれのある建築物です。[図1-1参照]

※福井県緊急輸送道路ネットワーク計画

「福井県地域防災計画」においては、緊急輸送道路として平成8年8月に作成された「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」※における道路が選定されており、3つに区分されています。[緊急輸送道路ネットワーク計画図：資料編参照]

・第1次緊急輸送道路（第1次ルート）

隣接する県を結ぶ広域的な道路、生活圈相互間を結ぶ道路、県庁・市役所・消防本部・救急病院などの最も重要な防災拠点を結ぶ道路となる高速自動車国道、一般国道を中心とする基幹輸送道路

・第2次緊急輸送道路（第2次ルート）

合同庁舎・土木事務所・警察署・役場などの防災拠点と第1次緊急輸送道路を結ぶ導入幹線輸送道路

本計画における緊急輸送道路は、上記の福井県緊急輸送道路ネットワーク計画地域防災計画に定めのある小浜市内の緊急輸送道路とします。

なお県では、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路（市町村の区域を超える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、耐震診断および耐震改修の促進を図ることが必要と認められる道路）として県の促進計画に記載する道路は、国道8号線、27号線、158号線、161号線、高速道路としています。

図1-1 地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のイメージ

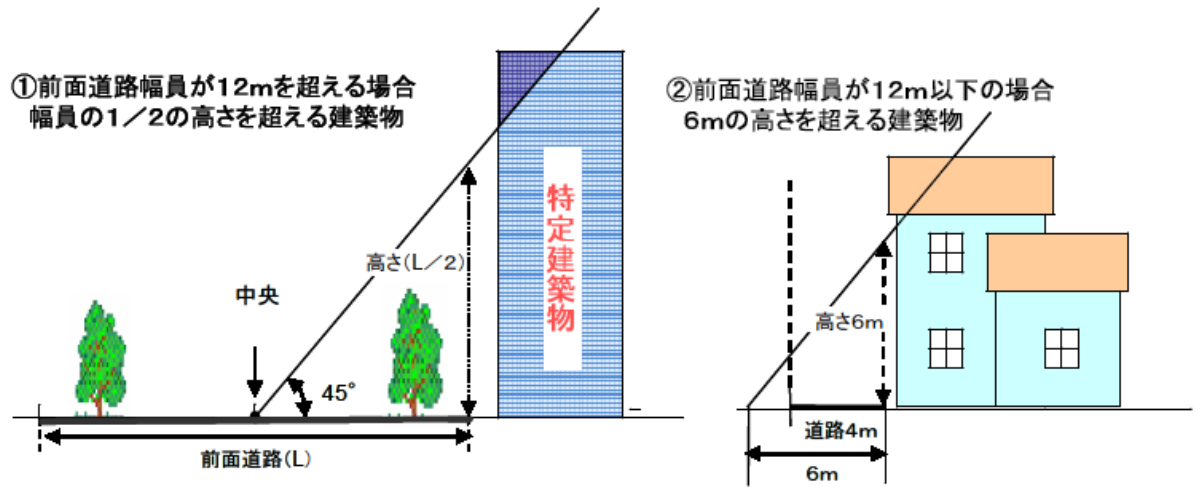
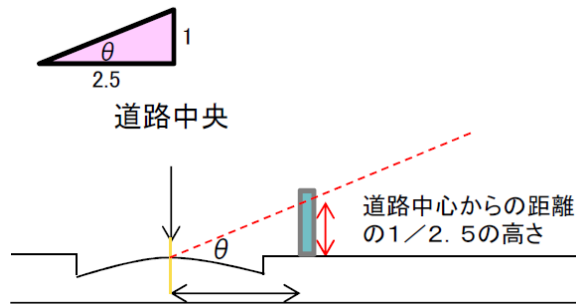


図1-2 通行障害建築物に追加されたブロック塀等のイメージ



地震によって倒壊した場合に緊急輸送道路を閉塞させる恐れのある高さをもつ建築物は、小浜市には令和2年度現在で21棟あり、すべてが昭和56年以前に建築されたものとなっています。

表-3.6 耐震改修促進法第6条第3号適用道路沿線建築物の現状

区分	道路閉塞をさせるおそれのある高さをもつ建築物（棟）		
	総数	昭和57年以降	昭和56年以前
1次	12	0	12
2次	9	0	9
合計	21	0	21

3-3 住宅および特定建築物（民間建築物）の耐震化の目標

○住宅については、大規模地震時の人的および経済的被害を軽減するため、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることが重要であり、国の基本方針を踏まえ、これまでの促進計画において住宅の耐震化率を令和2年度に90%とすることを目標としてきました。

平成30年住宅・土地統計調査から、令和2年度の耐震化率は82.3%と推計され、目標の90%に届いていない状況です。本促進計画においては引き続き住宅の耐震化率を5年後（令和7年度）に90%とすることを目標とし、住宅の耐震改修の促進に努めます。

○特定建築物（多数のものが利用する民間建築物）については、令和2年度の耐震化率は95.8%と推計され、今後、緊急性や公益性が高い建築物を重点として、耐震改修の促進に努めるものとします。

その他の特定建築物（危険物を取り扱う建築物及び地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物）についても、用途や立地条件等による緊急性を踏まえた優先順位を設定し、耐震化の促進を図るものとします。

3-4 市有建築物の耐震化の現状と目標

令和2年度における小浜市が所有する建築物は148棟あります。平成20年度から学校を中心に耐震補強工事を行い、全体で55%であった耐震化率が、92.5%に改善されました。

市有の建築物は、利用する多くの市民の安全はもとより、災害時には拠点施設としての機能の確保の観点からも、耐震性の確保が強く求められます。それぞれの施設の重要性、保全状態、耐震性能を勘案し、緊急性の高い施設から、順次計画的な耐震化を進め、耐震化率を令和7年度までに約95%に引き上げることを目標とします。その後も耐震化率の向上を図っていきます。

表-3.7 市有建築物の耐震化の状況と目標

建築物の用途・分類		過去の耐震化率		現状の耐震化率	目標の耐震化率
		平成19年度	平成27年度	令和2年度	令和7年度
多数の者が利用する市有建築物		55.0%	87.6%	92.5%	95.0%
(ア) 災害時の拠点となる建築物	市役所、幼稚園、小中学校 高齢者福祉施設、診療所 児童福祉施設、体育館等	47.9%	88.5%	93.7%	97.9%
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	飲食店、博物館等	71.4%	71.4%	87.5%	87.5%
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	市営住宅、事務所、寄宿舍等	70.3%	88.1%	90.9%	90.9%

4. 建築物の耐震診断および耐震改修等の促進を図るための施策

4-1 耐震化に関する基本的な取組方針

- 住宅や建築物の耐震化の促進のためには、その所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して耐震化に取り組むことが重要です。しかし、所有者の地震に対する危険性に対する認識不足はもとより、耐震化に関する情報や支援体制の不足や、耐震化に要する費用負担と労力が大きいことなどが課題となっています。
- 本市は、市内の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境を県と連携して整備することを基本的な取組方針にします。

4-2 耐震診断および耐震改修等の促進を図るための支援策

- 市民に対し、建築物の耐震診断および耐震改修の重要性の普及啓発に努め、様々な支援制度を活用し住宅および特定建築物の耐震化の促進を図ります。
- 具体的には、地震発生時における円滑な避難や消火活動を確保するため、木造住宅が密集している既成市街地内の住宅の耐震化を重点的に促進していきます。
住宅に係る耐震診断・耐震改修等に対する支援制度の概要を表-4.1に示します。

表-4.1 耐震診断および耐震改修等の促進を図るための主な支援策

区分	支援制度の名称	支援制度の概要	制度主体
住宅	木造住宅耐震診断等促進事業	木造住宅の耐震診断、補強プランの支援	市
	木造住宅耐震改修促進事業	木造住宅の耐震改修の支援	市
	木造住宅耐震改修促進事業（伝統的な古民家の耐震改修）	伝統的な古民家の耐震改修の支援	市
建築物	住宅・建築物安全ストック形成事業	特定建築物の耐震診断・改修の支援	国
	私立学校施設整備費補助金	幼稚園の耐震改修の支援	国
	社会福祉施設整備事業	社会福祉施設の耐震改修等の支援	国
	医療提供体制施設整備交付金	災害拠点病院等の耐震改修等の支援	県
	ブロック塀等の安全対策事業	危険ブロック塀の除却等の支援	市
	瓦屋根安全対策事業	瓦屋根の耐風診断・耐風改修の支援	市

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で（一財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」の総合評価で耐震性が劣ると判断された住宅

○税制上の優遇制度

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成 18 年度の税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されました。これは、「新耐震基準」以前に建築された建築物の耐震改修を実施した個人及び法人が受けることができる固定資産税の減額措置で、市内の住宅の耐震改修にも適用されることから、この措置に関する情報提供に努め耐震化の促進を図ります。

4-3 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

- 地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。
- 市は福井県と連携し、地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両の通行を確保する上で最も重要である建築物の密度が高い人口集中地区内の耐震化すべき建築物について、住宅・建築物耐震改修等事業等を活用しながら、優先的に耐震化を促進します。

4-4 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- 耐震診断・改修の技術的手法や補助等の支援制度などについて、市の住宅担当課で、市民の相談に対して積極的に応じていきます。
- 福井県や建築関係団体の協力をえて、耐震診断・改修の専門技術者の名簿整備や改修事例の提供を行うとともに相談窓口での閲覧など、市民が安心して耐震化に取り組むことのできる環境の整備を進めます。
- 木造住宅の耐震診断を引き続き継続していきます。

4-5 地震時等の総合的な安全対策

(1) ブロック塀の安全対策

地震によるブロック塀の倒壊は、死傷者がでるおそれがあるばかりでなく、避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があります。過去の地震被害の例から見ても、ブロック塀の耐震性の向上は重要であり、耐震性向上を図るため、住民に対する啓発活動や危険なブロック塀の是正指導、施工業者（左官業者）への周知など、ブロック塀の安全対策を推進します。

特に、避難路や通学路沿いを重点的に実施する等、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進します。

(2) 家具の転倒防止対策

近年の地震被害は、揺れのため家具が転倒したり、ガラスが飛び散る等の被害が報告されており、建築物の耐震化だけでなく、室内の安全対策も進めて行く必要があります。本市においても、家具の転倒防止対策について広報紙やホームページ等により市民に周知します。

(3) 落下事故防止対策の推進

過去の地震において窓ガラスや外壁タイル、大空間の天井の落下による人身損傷等の被害が発生しています。本市は福井県や関連団体と協力して、建築物所有者等に安全性の確認や、必要な対策を講じるよう指導していきます。

(4) エレベーターの閉じこめ防止対策

過去の地震の際には、エレベーターの安全装置の作動による緊急停止により長時間、人が閉じこめられるという事態が発生しています。

平成 18 年 4 月に社会資本整備審議会建築分科会から地震時の閉じこめ被害を最小限にし早期復旧を図るための報告が出されました。この報告に伴い、今後は関連基準の改正等が想定されることから、これらの動向を踏まえながら、地震時管制運転装置の設置の推進、旧基準により設置されている既存エレベーターに対する改善指導、昇降機等連絡協議会及び消防部局等との協力・連携体制の整備等を推進していきます。

(5) がけ地等の災害対策

市内には、地震や風水害によって土砂災害が発生する危険性のあるがけ地が広く分布しています。これまで本市においては、これらのがけ地の点検や洪水・土砂災害ハザードマップ等の配布による災害知識の普及・啓発に努めてきました。

今後も、点検パトロールの実施や、付近のがけ地の情報を広報するなどにより、土砂災害に対する意識の向上や、安全対策の支援を推進していきます。

(6) 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊ならびに瓦や外壁など建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に係わる二次的被害が発生することがあります。

また、地震発生時に応急危険度判定を円滑に実施するため、県と市町で構成する福井県被災建築物応急危険度判定協議会を平成 11 年度に設立し、判定士や市町の担当者を対象とした模擬訓練の実施や、判定に必要な備品を揃えるなど、体制整備を図っています。

(7) 台風等による瓦屋根脱落防止対策

令和元年の房総半島台風等により、瓦屋根が脱落する被害が数多く見られました。これらは、瓦を下地に留め付けていない旧来の工法による施工が主な要因とされていることから、建築基準法の告示が改正され、令和4年1月より瓦屋根の緊結方法が強化されています。

市では、人口集中地区内における旧来工法の瓦屋根を診断する費用や改修する費用の一部に対して支援を行うことにより、安全対策を促進していきます。

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

5-1 相談体制の整備・情報の充実

耐震診断および耐震改修に関する相談や情報提供について、以下の窓口で対応しています。また、広報誌を活用し、耐震改修に関する普及啓発を行っています。

また、市においても行政庁間の意見交換や技術研修を通して耐震化の専門的知識を有する担当職員の育成を図ります。

表-5.1 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等 (情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介 など
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会 (一財)福井県建築住宅センター	
市	企画部 営繕管財課	木造住宅耐震化促進事業の制度説明 および申込み

5-2 パンフレット等の作成とその活用

住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、県で作成するパンフレットの配布の促進や情報提供を行ないます。

表-5.2 パンフレット等の一覧

名称	内容	備考
あなたが守る家族の安全	耐震改修の普及啓発	県内全戸に配布(県より)
わが家の耐震診断と補強方法	耐震改修の普及啓発	土木事務所、市町および建築関係団体に配備
住まいの履歴書	住宅の維持保全の普及啓発	県内全戸に配布(県より)
あなたが住まいの主人公	木造住宅耐震診断促進事業の普及啓発	土木事務所、市町および建築関係団体に配備
木造住宅耐震補強事例集	耐震改修の普及啓発	市町および建築関係団体に配備

5-3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

改修費用や施工の効率性を図れることから、住宅の内外装、設備などのリフォーム工事と耐震改修工事を併せた耐震改修の誘導を図ります。

5-4 自主防災組織との連携の強化

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発の方法として、地域の住民を通じた防災活動は重要です。そのため、国の「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」においても、耐震改修に取り組む基本姿勢として「地域防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが不可欠である。」と示されています。

また、「福井県地域防災計画（震災対策編）」においても、「自らの身の安全は自らが守る」、「市町は地域の実情に沿いながら地震に強いまちづくりの推進や防災体制の整備充実を図る。」という防災の基本理念を示しています。

このことを踏まえ、市は、行政区等で地域住民が組織する自主防災組織と連携し、災害発生時には初期消火の実施、近隣の負傷者や障害者等災害時要援護者の救助や防災活動への協力などの意識啓発に努めていきます。

5-5 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施したが、必要な耐震改修を行っていない所有者等に、補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施します。

また、耐震診断士が所有者等に耐震診断と補強プランの結果を説明する際に、所有者等が耐震改修を具体的に検討できるよう、耐震改修の事例集を併せて紹介します。

6. その他耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

6-1 国及び福井県（所管行政庁）との連携に関する事項

- 国が定めた「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえるとともに、福井県が策定した「福井県建築物耐震改修促進計画」の進捗との整合に配慮して、当計画を進めます。
- 国及び福井県が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用するとともに、福井県（所管行政庁）との連携を図りながら、耐震化の支援等を進めていきます。特に、特定建築物の耐震改修の促進にあたっては、所管行政庁である福井県による特定建築物所有者への「指導」、「助言」、「指示」、「公表」などの措置を通じ、建築物の安全性の向上を図るものとします。

6-2 計画の検証

福井県が開催する、福井県建築物耐震改修促進計画連絡調整会議に参加し、市町の情報を共有するとともに、耐震化の進捗状況について確認していくとともに、建築物の耐震化を進めていきます。

また、年1回特定建築物のフォローアップを行い、耐震化率の把握に努め、アクションプログラムを策定し着実に建築物の耐震化を進めます。

資料編

<関係法律等>

(1)	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要	21
(2)	建築物の耐震改修の促進に関する法律	22
(3)	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	29
(4)	建築基準法	34
(5)	建築基準法施行令	34
(6)	用語解説	35
(7)	小浜市に被害を及ぼす地震（震度6以上）を引き起こしうる活断層位置図	37
(8)	地盤種別	38
(9)	国の耐震化率の目標および算出方法	39
(10)	緊急輸送道路ネットワーク計画	40

(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要

(平成30年国土交通省告示第1381号)

基本方針の概要

- 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体はこうした取組をできる限り支援。
 - 公共建築物については災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
 - 所管行政庁は建築物の区分に応じ必要な措置を適切に実施。耐震診断義務付け対象建築物について、耐震診断の実施及び報告の義務について確実に実施。
 - 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。また、指導に従わない建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
 - 所管行政庁は建築物の耐震改修計画や安全性に係る認定の適切かつ速やかな実施に努める。
 - 地方公共団体は耐震診断及び耐震改修に要する所有者等の費用負担の軽減を図るため、助成制度等の整備に努める。
 - 相談窓口を設置するなど相談体制の整備及び情報提供の充実。
 - 専門家・事業者の育成、資質の向上を図る。
 - 地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会による地震防災対策への取組を推進
 - ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策等についても推進。
- 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 住宅の耐震化率及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅、耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標。
- 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 既存の建築物について技術指針事項に基づいて現行耐震関係規定に適合しているかどうか調査し、必要な改修を行うことが基本。
- 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発及び知識の普及を推進。
- 5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
 - 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
 - 都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定。
 - 耐震改修等の目標を策定。特に庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表に取り組むとともに耐震化の目標を設定。
 - 地震発生時に通行を確保すべき道路として、災害時の拠点施設を連絡する道路など、重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべき。
 - 詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発及び知識の普及、町内会等との連携策等について記載。
 - 建築基準法の規定による勧告・命令等の実施。
 - 全ての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。都道府県耐震改修促進計画に基づき、地域固有の状況に配慮して作成。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公

益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。））に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。））であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通

- 過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたとともに、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため

必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査につい

て準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割

- 合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等 (建築物の地震に対する安全性に係る認定)

- 第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

- 第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
 - 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

附 則 抄

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

- 第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
 - 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
 - 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
 - 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
 - 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年12月22日政令第429号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
 - 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
 - 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
 - 二十一 工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
 - 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの
- （耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
 - ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条 の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂

- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。
- （危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

- 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。
- （所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。
- （特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）
- 第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる

特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附 則 抄

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
- 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。
 - イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。）階数三及び床面積の合計五千平方メートル
 - ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
 - ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計五千平方メートル
 - ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
 - ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
 - ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

(4) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

建築基準法（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(5) 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）

建築基準法施行令（抜粋）

第三節の六 勧告の対象となる建築物

（勧告の対象となる建築物）

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

(6) 用語解説

【耐震基準・新耐震基準】

建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が一定以上の耐震能力を持っていることを保証し、建築することを許可する基準で、建築基準法・建築基準法施行令・国土交通省告示等によって定められています。

現在の基準は昭和 56 年にできたもので、それまでの基準と区別するために「新耐震基準」と呼んでいます。新耐震基準では、震度 5 程度の地震においては建築物が壊れないようにすること、震度 6 程度の地震においては建築物の倒壊を防いで中にいる人の安全を確保することを目的としています。

【東海地震】

駿河湾内に位置する駿河トラフで周期的に発生する海溝型地震のことで、マグニチュード 8 規模の地震が発生して神奈川県から愛知県にかけての広い範囲で強い揺れが起こり、津波による大きな被害も起こることが想定されています。

【南海・東南海地震】

プレート境界型地震であり、歴史的に見て 100～150 年程度の間隔でマグニチュード 8 規模の地震が発生しています。最近では昭和 19 年及び 21 年に発生していることから、今世紀前半にも極めて大規模な地震・津波被害が発生するおそれがあるとされています。

【中央防災会議】

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っています。

【小浜市地域防災計画】

災害対策基本法に基づき、市民の生命・財産を守るために取るべき災害対策を規定する計画のことです。

【建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）】

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする法律です。

【耐震診断】

地震等の揺れによる建物の被害の大きさや安全性を調査した上で、専門的な構造計算によりそれを数値化して判断することです。建物の形状や躯体の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れ・変形等による損傷具合等を総合的に勘案して判断されます。

【耐震改修】

地震に対する安全性の向上を目的として、増築・改築・修繕もしくは模様替え又は敷地の整備等を行なって耐震性を強化する補強工事のことです。一般的には、柱・梁・壁・床等を補強して強度を増加させるか、又は、建物のねばり強さを増加させる等の方法で建築物の耐震性能の向上を図ります。

【避難路】

住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路のことです。災害の種類により避難場所・避難路は変わるので、普段からさまざまな災害に対してどのように避難するかを確認しておくことが大切です。

【災害時要援護者】

災害時における、以下の条件の一つでも当てはまる人を指します。

- ・自分の身に危険が差し迫った時、それを察知する能力がない又は困難な人。
- ・自分の身に危険が差し迫った時、それを察知しても適切な行動をとることができない又は困難な人。
- ・危険を知らせる情報を受け取ることができない又は困難な人。
- ・危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない又は困難な人。

【人口集中地区】

昭和 35 年以降の国勢調査の国勢調査区単位の人口を基に表される夜間人口の密度が高い地域のことです。各調査年の国勢調査地区を基礎単位地域として用い、市区町村の境界内で人口密度の高い調査区(原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり約 4,000 人以上)が、隣接して人口 5,000 人以上を有する地域がこれに該当します。

【二次的被害】

大地震の発生で直接受ける被害ではなく、大地震による被害に起因して発生する災害のことです。建築物に係る二次的被害としては、余震による家屋・ブロック塀等の倒壊や瓦・外壁の落下、窓ガラスの飛散、家具転倒、エレベーターの閉じ込め等があります。

【応急危険度判定】

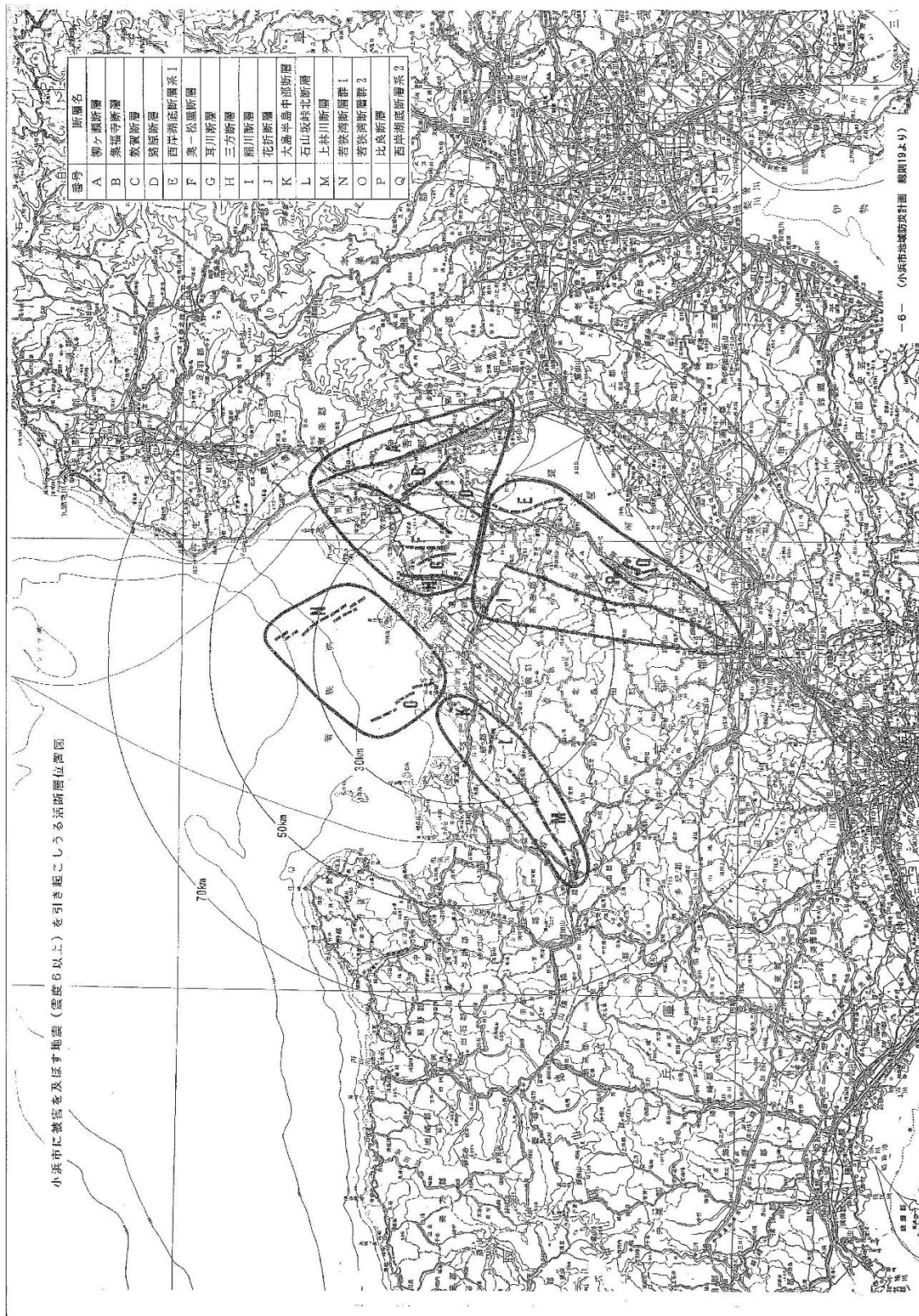
地震により被害を受けた建築物について、余震等によって倒壊のする危険性や、外壁等の落下の危険性を、あらかじめ判定方法の講習を受けている建築士(応急危険度判定士という。)が調査し、その結果に基づいて建築物の使用が可能かどうか応急的に判定する制度です。この制度は、被災建築物による二次被害を未然に防止することを目的としています。

【自主防災組織】

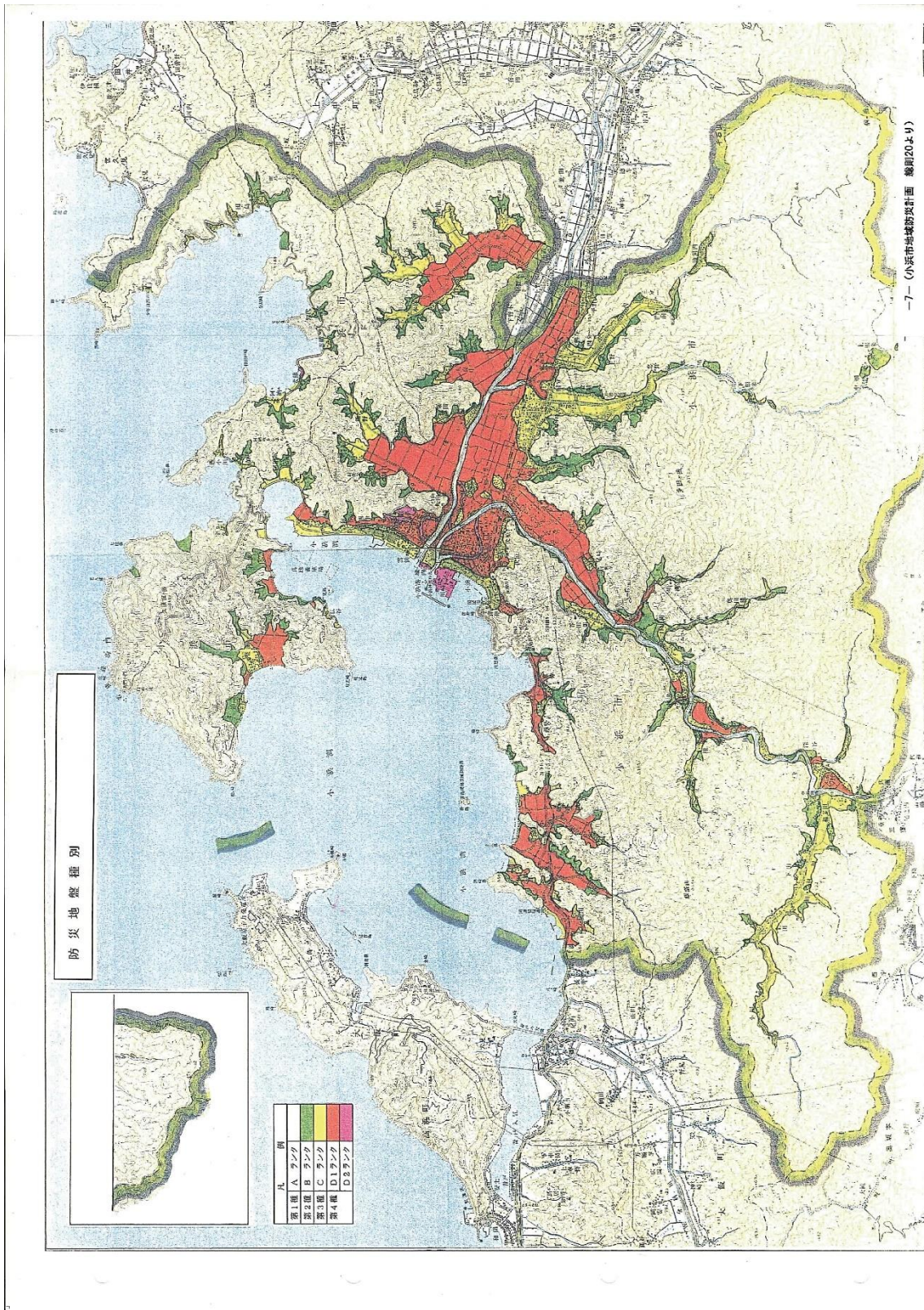
自主防災組織とは、地域住民が相互に連携・協力しあい、地域の被害を最小限に抑えること等を目的とした自主的な組織です。

通常時は、防災知識の普及啓発、防災訓練や防災資機材の備蓄・点検等の活動を行ない、災害時には、住民の避難誘導、初期消火、負傷者の救出や避難所の運営等さまざまな活動が期待されています。

(7) 小浜市に被害を及ぼす地震（震度6以上）を引き起こしうる活断層位置図



(8) 地盤種別



(9) 国の耐震化率の目標および算出方法

①耐震化率の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、耐震化率の目標を次のとおり定めています。

建築物の用途・分類	現状(※) (平成30年度)	目標 (令和7年度)
住宅	87%	耐震性の不足するものをおおむね解消
多数の者が利用する特定建築物	89%	—
耐震診断義務付け対象建築物	—	耐震性の不足するものをおおむね解消

(※) 出典：国土強靱化年次計画2020

②耐震化率の算出方法

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅および多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法が示されており、これまでの耐震診断の実施結果によると、耐震性を有する結果となる割合は下記ようになります。

これを踏まえ、耐震診断が未実施で、耐震性が確認されていない旧耐震基準により建築された建築物数に、用途毎の下記の割合を乗じて、耐震性を有している建築物を推計し、耐震化率を推計します。

<住宅>

- ・戸建て住宅・・・33.5%
- ・共同住宅・・・70.6%

<特定建築物>

- ・学校・・・29.8%
- ・病院・診療所・・・42.1%
- ・社会福祉施設・・・44.6%
- ・ホテル・旅館等・・・35.8%
- ・店舗・百貨店・・・47.8%
- ・賃貸共同住宅・・・76.0%
- ・その他・・・49.6%

(10) 緊急輸送道路ネットワーク計画

(出典：福井県地域防災計画（資料編）（令和2年3月））

